

# 総合振興計画および地方版総合戦略のアンケート調査にご協力ください

村では「和紙の里東秩父 元

気村づくりプラン」を掲げ、平成23年度から平成32年度を計画期間とする「第5次東秩父村総合振興計画」を策定し、計画的な村づくりを進めてきました。この度、前期計画の期間満了に伴う、後期基本計画の策定にあたり、村民の皆さまの意見を把握し、計画に反映するため、次

のとおり「村民アンケート調査」を行いますので趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。また、国が推進している「地方創生」（加速度的に進む人口減少にストッパーをかけるため、地方への新しい人口の流れを作ることで地方が活力を取り戻すための取組みを指します）に關わる「人口ビジョン」「総合戦略」の策定の基礎となる資料として住民の皆さまの意見を取り入れるべく、同時に地方創生のアンケートも実施します。

## 1、対象者

平成27年7月1日現在、村内にお住まいの高校生以上の全住民

## 2、調査方法

7月中旬、各ご家庭に郵送により調査表を送付しますので、アンケートにお答えいただき、同封の返信用封筒に入れて8月中旬までに郵便ポストへご投函いただくか、各行政区長を通じて提出をお願いいたします。また、役場や保健センター、保育園へ直接ご持参いただいても構いません。

詳細については、アンケート用紙に記載させていただきましたとともに、タブレットにてご案内させていただきます。

## 3、調査結果の公表

調査結果につきましては、広報によりお知らせいたします。

## 4、問合せ先

役場総務課 ☎ 22 - 1254

よろしく  
お願いします



## 平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。



- ・市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- ・通知カードを受け取られた方は、戻封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：マイナちゃん

## 平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策の行政手続で利用します。

- ・年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- ・民間事業者でも、社会保障、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

## 法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。



- ・他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- ・マイナンバーと結びついた個人情報を保護するため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

|  |  |  |
|--|--|--|
| <h3>行政の効率化</h3> <p>行政機関や地方公共団体などで様々な情報の統合や入力のなどに要している時間や労力が大幅に削減されることにも、より正確に行えるようになります。</p> | <h3>国民の利便性の向上</h3> <p>添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供や記録検索システムによる情報の確認や受付などのサービスを利用できます。</p> | <h3>公平・公正な社会の実現</h3> <p>所得や他の行政サービスの受給状況等を適正に把握でき、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方に適切な支援を行えます。</p> |
|--|--|--|

## マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

マイナンバーのホームページ： <http://www.ssgc.jp/jp/sakaku/bangosakido/index.html> 公式twitter： <https://twitter.com/MNumberPB>  
 マイナンバーのコールセンター：0673-20-0178（Hカガ）